

平成 26 年 9 月 24 日 (水曜日)

平成 25 年度決算審査特別委員会会議録

(第 5 日目)

平成25年度決算審査特別委員会会議録第5号

平成26年9月24日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参考事
(農林行政担当) 阿部 明広君

建設課長 三浦 孝君

建設課技術参考事
(魚集事業担当) 宮里 憲一君

危機管理課長 佐藤 孝志君

復興事業推進課長 及川 明君

復興用地課長 仲村 孝二君

復興市街地整備課長 沼澤 広信君

上下水道事業所長 羽生 芳文君

総合支所長
兼地域生活課長 佐藤 広志君

公立志津川病院事務長 佐々木 三郎君

総務課長補佐 三浦 浩君

総務課財政係長 佐々木 一之君

教育委員会部局

教育長 佐藤 達朗君

教育総務課長 佐藤 通君

生涯學習課長 及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助君

事務局長 芳賀 俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦 清隆君

農業委員会部局

事務局長 阿部 明広君

事務局職員出席者

事務局長 芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長 三浦 勝美

午後2時00分 開会

○委員長（山内昇一君） 皆さんおそろいでございます。本日、24日から敬老会が開催されておりまして、担当課の皆さん、それから委員の地区の皆さんには大変お忙しいところ午後からの開会となります。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

9月22日に引き続き、認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

10款災害復旧費から13款予備費まで、161ページから186ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 復興費だね、復興費。復興費のページ数の大体、何ページということもないんですが関連で。

先日、その八幡川右岸だ。またかと、町長に、何回語ったらわかるんだと言われそうな気もしますけれども、今まで私の質問に対しましては、「公園をつくるんだ」というような、公園の後、何だ、工場を誘致するとか、何か主に公園みたいな答弁でしたが、先日の新聞での大体あの地域、二十何町歩あるんですね。二十四、五町歩ね。そのやつについて、私はあそこ全般というふうに、今後どういうふうにするんだろうなということで質問しているんです。ということは、本町のみならず東松島町、荒浜というんですかね、荒浜地区。土地は買い取ったと。しかし、何の補助事業もなくて大変困っているんだと。そういうようなことをずっと前より、前に質問した当時、そんなことが社説だか、何か新聞で見たものですから、そういうことで質問いたしましたら、そんなような公園をつくるんだろうという、あの辺は右岸全体というと、余り詳しくありませんが、中瀬町の周辺、病院、それからあそこは何というんだ、防災庁舎ね。あの辺全部ひっくるんでだなというふうに思うんですけども、あの西地区。そうしたら、4分の1ぐらいしか認められないと、公園は。そういうようなことが新聞で報道されました。

そういうようなことですが、町長、一生懸命運動して、隈先生のまちづくり構想に近づいたいというのか、できるだけ予算をいただいて都合のよく進みたいというのが、これは町長のみならず我々も同じです。

そのようなことで、今非常に心配をして言っているわけですけれども、果たしてどの程度、今後の見通しについてね。大体あそこを全部公園にするとか何とかというのは、頭から大体変な話なんだから。それで、私が2回、今度で3回目だから、あそこのね。私は下から見たから左岸だと思ったけれども右岸なんだ。上から見れば西だからね。そんなことで、他の町でもそういうところがいっぱいあると。

それから、伊里前の商店街づくりも、そういうようなことも言えるんですから、あの場所もね。まだ何の方針も計画もないわけだから。それらについて、あの右岸、あの周辺が都合よく造成できますかね。何かに都合よく、一番いいのは公園、工場誘致、都合よいものであればそれでいいんだがね。それが大変なんだろうと思いますから、今言っている。私も知り合いが1人ぐらいいまして、「話がころころ変わってくるんだ、町の説明が」というのも言っていた。「まあ、ちょっと待ってくれ」というようなことを言われたというような。そう言っている人もいるんですがね。

果たしてやっぱり、建築にはしごかけるようなこと語ってもだめですから、やはりコンパクトでもいいから、やはりそれなりの可能性のあることで間違いないことを議会にも示す、町民にも示して、堅実なところで進んだほうがいいのかなと、そういうふうに思いますがね。町長の考え方についてもう一回、基本的なところでご答弁を願いたいと。私は、敷地24町歩を公園にするんだというのも大変、工場誘致といつてもこれまた大変だと思います。工場にしたって人がいないんだから。そのような中でまちづくりは大変だなというふうには思っています。そんなことで、何回もくどいようですが、もう一度それらの考え方、今後の見通し等についてご答弁を願います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで右岸、西側の土地の利用については、これまでるる説明をしてきた経緯がございまして、今阿部委員おっしゃるように、当初24ヘクタール、ここを全て公園というふうな構想でスタートしたのは事実でございます。しかしながら、復興庁等々の交渉の中で、これだけ広いのはちょっと無理だということで、お断りといいますかだめだということに結果としてなりました。4分の1ぐらいに縮小させていただいて、5ヘクタールないしは6ヘクタールと、そういう形の中での祈念公園という形になろうかというふうに

思いますが、いずれ今お話ししましたように、町民の皆さんに最初は20ヘクタール公園で買収上げというふうなお話をしてきたという事実もございます。しかしながら、縮小になったということでございますので、6月だっけかな、説明会ですね。6月に地権者の方々にお集まりいただきて、計画がこのように変更になったということでご説明はさせていただきました。だから、これからのお進捗状況等については、担当の課長のほうからあとは答弁させたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君）　八幡川右岸の公園を計画されているところの進捗状況なんですが、まず公園の規模につきまして、5から6ヘクタールという一定規模の面積につきまして、今復興庁と、これまでも鋭意やりとりはしていたんですけども、大筋で現時点では理解を得られております。ただ、何点か宿題を出されていますので、その宿題を出して、最終の結論を復興庁のほうに出していただくということになっております。

それで、問題は公園から外れて国道や県道、または河川改修の堤防などでのその直接の用地買収などにも全くかからなくて、要は地権者みずからが土地利用を図っていかなければならぬ土地につきましては、町としましても権利者の方々と相談させていただきて、どのような利活用をお考えでいるか、またはほかの土地との交換というのを望んでいるかなどにつきましても、個々に地権者の方々と調整を図って、土地利用のほうを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君）　阿部　建委員。

○阿部　建委員　非常に、地権者は本当に計画が立たないということで、一日も早い当局よりの連絡というか、答えというか、待っているようです。そのような中で、今言った半分ぐらいならないんだけれども、大体その4倍だ、反対に言えば。そういう構想そのものが果たしてそれだけできるのかなと思うから、私も何回もしつこく質問をしますから、4分の1ということ、恐らくそんなところでしょう。それでいったほうがいいんじゃないかと思う。そして、それ以外のところは、どこのまちにもあることですから、これは何も南三陸町だけじゃなく、東松島も大変困っているんです。草刈るのも大変だと言っているんだから、阿部町長がね。だから、そういうようなことですので、どうか一日も早いお答えを町民に示したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ひとまず休んで、また。私のほうはひとまずわかりましたから、内容はね。

○委員長（山内昇一君）　ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 付表の142ページ、造成工事着手団地について若干伺いたいと思います。

波伝谷地区と津の宮地区があるんですけれども、そのうちの何か松崎団地の2段分かれていって、下のほうの造成に関して、何か地区の人からちょっと安全性というかそういうことに關して聞かれたものですから、設計上大丈夫なのかどうか伺いたいと思います。

あと、もう1件なんですけれども、同じく付表のほうから、私もしつこいようなんですけれども、156ページ、JRの戸倉駅施設整備基本計画について、今後の当局の力の入れようというかその度合いを確認したいと思います。

○委員長（山内昇一君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の波伝谷・松崎団地の、図面がない中でのお話なんですが、ちょうど神社の下に2段に一応造成計画がなっていて、下のほうの安全性ということで、高さということの安全性でしょうか。（「地盤」の声あり）地盤ということですか、はい。

松崎団地、造成工事入りまして、2段目の部分だったかと思いますが、一時期雨で少し、造成途中にまだ転圧を十分にやっていなかったという部分もあるんですが、雨で若干流されたところがあります。それで、地盤どうのこうのというよりは、土質的に大分含水比が高いということで、土を置きかえて、また転圧をやり直して造成をしているという経緯がありますので、その部分でしたらそいつの部分なのかなというふうに思います。

最終的には、いずれ完成前段階の段階で、町として地盤調査も行った上で、一定の基準のもとに入居予定者に引き渡すことになっておりますので、そこは安全性が担保された上で引き渡しを行うということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 戸倉駅の整備の力の入れようということでございますが、これまでの経過については今野委員もご承知のとおりでございます。25年度は戸倉駅整備をするとした場合の大きな計画の概要についてつくり上げたと。

今後は、戸倉駅そのものをつくると、整備するという以前に、柳津から戸倉駅まで鉄道を引っ張るのかどうかと、まずそちらが先決になろうかと思います。その場合に、ここ数年間、国、JR、県、沿線市町村という団体等でさまざまな協議を行ってまいりましたけれども、市、町ごとの復興事業、復興計画もできつつございますので、そろそろお話し合いをする時間は過ぎておりますということで、次のステップにということで、宮城県には県の鉄道整備期成同盟会という、これは宮城県庁が事務局をやっているものでございます。気仙沼線だけ

ではなくて、仙石線も含めた全部の鉄道網を管轄するところでございますので、今後はそういう県の同盟会の事務局のほうにも相談をしながら、今後の鉄道の復旧復活の部分について相談をかけていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 造成のほうなんですけれども、課長の答弁で大体わかりましたけれども、私はこの付表を見て若干感じたことがあるんですが、142ページの松崎地区、波伝谷地区、原地区、合わせて4.7ヘクタール、区画数にして38なんですけれども、その下の合羽沢団地ですと1.3ヘクタールで7区画でやっているその金額的なものなんですけれども、上の38区画で7億6,000万円、道路部分は除いてみたいなんですけれども、合羽沢のほうが3億円ということで、大体1区画当たり平均すると、松崎・波伝谷・原地区のほうは約2,000万円ぐらいの平均なんですけれども、それが合羽沢のほうは4,000万円ぐらいということで、そういった金額的なものがもし関係してするのか、最終的には地盤を整備したら調査するということなんですけれども、何か聞くところによると黒土の部分とそうでない部分、盛り土みたいな形にするということで、若干地元の人たちは不安を持っている方もいるみたいですので、そのところをどういう対処になっていくのか、もう一度伺いたいと思います。

あと、鉄道のほうに関しては、同盟会を通じてとかいろいろ通して検討していくということなんですけれども、今後こういった駅に関する、復興絡みでもよろしいんですけれども、予算計上の見込みというか、何らかの形で考えているのかどうか、再度伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 松崎団地の一番下側、海に近い側の団地の部分は、どちらかというと、仮に合羽沢のように大きく山を切り崩してという団地ではございませんで、特に松崎団地下側の区画につきましては、表土とほとんど同じくらいの、表面をちょっとすきとする程度の造成工事であるということで、どうしても表土部分に、黒土畠だったものですからそういうのがまじって、水はけの問題とか含水比が高かったりとか、ちょうど下側ですので水がよってきましたとか、そういうこともあったので若干、軟弱地盤ではないんですが、ちょっと雨で流されたとかそういう経緯はございました。それで、その部分については、上部のほうで大きく切り土する土砂を活用して置きかえてやっておりますので、決して合羽沢の金額が1戸当たりが高くてとか、そういう関係があるということではなくて、あくまでもそこの切り土のボリューム、深さの問題、あとは土質の問題、そういう問題でございます。

なお、合羽沢団地につきましては、当初契約3億円で行っておりましたが、先般議会で2億2,000万円ということで、1戸当たり3,000万円ちょっとということで、合羽沢団地は当初から、当初契約の段階で1件当たりの造成費が非常に、町としては一番高かったという部分もございますが、そういった部分については、近くに仮置き場を設けるなど工事にかかるコストを抑えるという努力もして、そこまで抑えさせておりますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）駅を整備する場合の予算ということでございますけれども、そういう必要性が来ますと、当然プラットフォームあるいはエレベーター、階段、それから駅前ロータリー、さまざまなその施設整備が伴ってまいります。それで、その中で運行事業者側、いわゆるJR側が負担をすべき部分、それから沿線のまちが負担をすべき部分ということの役割分担が生じるんだろうと思いますので、そのときにはじき出された町として整備をしなければならない部分については、町として必要な予算を投じなければならないというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君）今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 造成のほうなんですけれども、今課長の答弁で大体わかったんですけれども、何分造成地ですので、安全はもとよりずっと住み続けられるという安心が必要だと思いますので、なるべく今後、遅いか早いかわからないんですけども、指定区でここに家を建てる方たちの安心を保証というんじゃないですけれども、なるべくそういう不安を持たせないような造成に取り組んでいただければと思います。

それについても、予算的にもよく、くい打ちとかコンクリートを流すとか、いろいろ最終的には検討方法もあるんでしょうけれども、予算がこういった形ですので、もしつけ足せるのであったらそういう、最終的にはそういう方法ででも家を建てる方の安全ではなく安心のほうを担保していただければと思います。質問を終わります。

○委員長（山内昇一君）小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 決算書の182ページ、下から3番目の13委託料復興まちづくり総合コーディネート事業があります。付表の154ページにもありますけれども、この事業の具体的な内容と、その最後に「復興の見える化等に取り組んだ」とありますけれども、この具体的な内容を教えてください。

○委員長（山内昇一君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　この部分について簡単に申し上げますと、先週の総括でも申し上げたのでございますけれども、当町では今復興事業を進めるに当たりまして、さまざまな基盤づくりを中心に事業が進められております。それで、このまちづくりのコーディネート事業と申しますのは、それを行うための設計の業務や土地の鑑定、用地測量、それからそれに必要な各種調査、それから市街地を整備するに当たりまして、行政とタイアップして計画をつくったり事務を行うというようなコーディネート費用になってございます。

それからもう1点、何でしたか。（「復興の見える化の具体的な内容」の声あり）復興の見える化ということで、去年からだったか、ことしからですか、まず町のホームページのトップ画面の左方向だったと思うんですけども、黄色いエンボのマークがありまして、それをクリックして中に入っていきますと、各団地ごとに地図が出てまいりまして、さらに詳しく入っていくと、藤浜防集団地が今、家がこのようにできていますとかというように、その写真で見られるようにしてございます。

実は名足の災害公営住宅の竣工式のときに、宮城復興局の局長さんが祝辞の中で、実はこういう見える化をやっているところは余りないということで、南三陸町のホームページにはそういったことが書いてあると。やはり仮設住宅に入っていたり、それからみなしが假設に入っていたりしますと、地元の復興状況がなかなか手にとるようにわからないということで、そういう形で写真でもいいからということで、非常に評価をいただいております。

また、インターネットがない環境の方も実はおりまして、そういう方には大きいファイルに写真を拡大しまして、インデックスで地区を歌津地区、志津川地区というふうにつけまして、そういうものを病院とかそういう待合室とか、あと仮設住宅の集会所の本棚のほうに置いて、隨時データを更新しながらそういった方々にごらんいただくというようなことで、見える化ということを進めております。

○委員長（山内昇一君）　小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員　いろんな取り組みをされているということですけれども、私が話を聞いた人はたまたまそういうものを見ていなかった人かもしれないんですけども、なかなかそういうところまで行き着けない人も中にはいるようですので、その辺の細かい手配等が必要かなと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（山内昇一君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　おっしゃるとおりだと思いますので、なお引き続きそういう細かい配慮に努めてまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　164ページの工事請負費、この漁港施設の災害復旧工事についてであります。

この中で、船揚げ場あるいは防波堤、いろいろあるようですが、この中でその設計の変更等々あったような箇所も聞いておりますが、その内容について、なぜ設計変更しなければならなかつたのかということです。

それから、169ページじゃないですね……。この工事について付表の120ページですが、事業費の合計が出されているわけでございますが、契約額が44億9,800万円ですか。それで、25年度の支払い分が11億4,000万円ほどでありますと、26年度以降が33億5,000万円強残っておるのですが、今後のその工事の進捗はどのようになるのか。その2つです。

○委員長（山内昇一君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　2点。設計変更の内容でございますけれども、状況といいますか、変更がない箇所ははつきり言いましてゼロでございます。全て変更になっております。1つは、工事説明をする中で、漁民の皆様から原設計ではなく他の工法でやっていただきたいというような意見もいただいております。町とすれば設計どおり進めることも可能でございますけれども、後々利用するのは漁民のほうでございますので、なるべくその意見を取り入れたということがあります。そのたびごとに、お金も含めて金額を算出して、国のほうと協議をして、それから工事に入るという状況になってございます。じゃあ具体にどこがどうというような資料がないのでお答えできませんが、基本的には全て変更が伴っているというよう理解をお願いしたいと思います。

それから、2番目の残りの35億円ほどの工事ということで、25年度事業につきましても継続費をお認めいただきまして3年の工期を設定しております。それぞれ今、船揚げ場、それから防波堤の工事を先行してやっているわけでございますけれども、全体の中で契約からスタートダッシュといいますか、当初は若干おくれぎみにスタートして、今当初予定のほうの工程に近づきつつあるということで進んでおります。当初目標としております28年2月いっぱいという工期の設定でございますので、その工期におくれないように今後とも努力していくということで今考えております。

○委員長（山内昇一君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　設計変更についてでありますが、今の説明であれば、了解するんですが、一部住民との意見、あるいはその申し入れ等ということが吸い上げられなかつたというようなことで、その設計変更がなされ、そしてその工期がおくれたというような箇所もあったようで

ありますが、町長、副町長わかるとおり、石浜漁港であります。石浜漁港の船揚げ場が、地元の方々の意見が取り入れられなかつたというようなことで、工事をやってみたもののうまくなくて、それで設計を変更して現在やつてはいる。それで、恐らく工期がずれるんだろうと思ひますが、その分地元の皆様には大変迷惑をかけているんではないのかなと。そういうようなことが懸念されるわけであります、その辺いつ完成になるのか。それで、いつその使用ができるのか。その辺あたり再度お聞かせ願いたいと思います。

それで、2つ目であります。2つ目は、3年の工期というようなことで25年度から始まつて、27年度いっぱいということになるわけですね。それで、全箇所終了というか完成にこぎつけることができるのかどうか。震災から、そうすると5年たつわけであります。5年たつてまだできないのかというような地元の声も強くなつてきておりますので、設計変更など今後出てこないような、そのような進め方をするべきだと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 石浜の船揚げ場の変更の経緯でございますけれども、当初工事が始まる前に業者それから町のほうから、地域のほうに出向きてまして、工事の計画それからスケジュール等の説明をしております。それで、その段階では、町の計画のままでかさ上げをする形で構わないというご内諾というかご理解をいただきましたので、工事を進めたと。ところが、実際工事に入ってから、今委員がおっしゃるように、「ちょっと変更していただきたい」というお話をいただいたところでございます。当初からそういう話をいただければ、工事着手前に変更手続をして、ご要望のとおり工事を進めたわけでございますけれども、工事が始まつてからということでございましたので、そこは通常より時間がかかったということでございます。それで、結果的には無駄になる部分、手戻りがなかつたので、思ったより順調には進んできておりまして、年内中には完成するということで今進めているところでございます。

それと、3年工期の問題ですけれども、今ここで、できるできない議論はちょっとできる時期ではないかと思っています。我々とすれば、与えられた時間の中で全ての工事を完成するということで、業者のほう、それから施工管理を実施しておりますので、そこはそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 この説、あるいはその状況を判断しますと、1カ月あるいは2カ月おくれた分で、どれだけその地元が迷惑をこうむるかというようなことが出てきます。確かに地元の地

区の合意形成といいますか、そういう部分の食い違いもあったようですが、やはりそこはもう少し踏み込んで調整をし、一日でも早く進めるような方向でやらないと、どこまでもおくれが生じていくのかなと。それで、今年度いっぱいといいますと、また恐らく苦情等々が出てくるのかなと。これから海のほうで、特に外洋に面しておりますのでしけることが多くなる。それで船の持っていく場所がないというようのが一番のそのネックであります。ですから、そういうことが一日も早く解消できるように進めていくよう頑張っていただきたいなど、そう思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ありがとうございます。石浜については12月の完成を目指しているということでご理解をお願いしたいと思います。

また、設計変更、もしかするとお互いの理解度が違うところもございますので、工事に当たってはこれまで以上に丁寧にご説明をして、思い違いがないように努めたいというふうに思っています。

○委員長（山内昇一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 何点か伺いたいと思います。復興費に全て関係するものであります。

まず、震災を受けまして、新しいうちも建築するということになるわけですが、その地元の建築業者、建設業者を使った際に、町として幾らかの補助は考えられないのかというのが第1点であります。ご存じのとおり、なかなか地元業者さん、大工さん、建築業者さん、手いっぱいだということで、仕方がないといいますか、急ぐためにハウスメーカー等々にお願いしてやられている方も結構おるわけであります。単価の面、いろんな面で高くなって、地元業者さんよりもはるかに高いんだということで、今苦慮されている住民の方もおります。

その反面、業者さんの中には、建築依頼が全くないというわけではないんですけども、高台の造成がおくれているために、今ちょっと手すきの業者さんもいるというようなお話を聞きました。その中で、ハウスメーカーよりは地元業者さんを使ったほうがこういう特典がありますよという観点から、町として地元業者さんを使ったときの補助といいますか、支援といいますか、そういうことは考えられないんでしょうかねと。ちなみに、登米市では地元業者さんを使った際には、これは私はまだ確認はとっていないんですけども、お話を聞いたんですが、数十万円の補助金を出しているというようなお話を聞いております。

それで2つ目は、今災害、津波対策の防災ということですっとやってきたんですが、ここに来て、高台集団移転あるいは災害公営等々で、山を切り開いて山林伐採、いろいろな、

それから土を削ってこの南三陸町全域が、高いところ、高いところというところで今開発されておるわけであります。

それで、これから津波もそうであります、雨、大雨が降った際に、例えば広島とか、現在九州のほうでも大変な被害、それから外国では台湾、大雨によって大変な被害を受けていると、死者も出ているというような報道がされております。そういった中で、我が南三陸町にあのような大雨が降った際に、現状ではどのような被害が想定されるのかということを考えていかなければならぬのではないかと。水門、あいているところも閉まっているところもあります。それから、切り出した材木、片づけ方はいろいろしているんですけども、そういった周りの残滓等々、あの大雨が来たときに流れ出したときに、スムーズに水門を通して海岸に流れしていくのかなど。現在、いろいろと事業をされているところもそうですが、今志津川地区内でかさ上げ工事をしていますよね。ああいった土砂なども、土砂というか土なども、流れ出しあしないかなと、そういった懸念が今持たれるわけであります。

その辺、そういった海の津波ではなく山の津波ということも想定しながら防災も考えていかなければならぬのかなという考えでありますので、町の考え方、今はそんなことを語っている時期ではないと、こう言うかもしれません、想定外という言葉はよく使われますが、やはりそういったこともあり得るんだということを想定しながら防災というのも考えていかなければならないのかなと、そんな思いで今質問に立っているわけであります。

次に、先般同僚議員が法テラスの存続といいますか、延長といいますか、質問されました。それでそのとき、町長の答弁ですと「延長になった」と、どなたでしたかね。延長になったという答弁があったので、そのとき私も引き続き「何年ですか」という質問をしたかった。ただ、延長になったということだけを聞いたんですけれども、そこで何年延長になったのか、法テラスです。その辺のところをはっきりとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、184ページの委託料で子育て拠点ということで、これは保健福祉課長かね、担当。2施設この計画書の策定の委託料だということなんですが、その2つの施設に計画書を出させて、それに対する委託料ということで払ったのかどうか。それともまた別な業者さんといいますか、それ専門の業者さんに委託料を払って2つの施設の今後の計画書を策定させたのか、その辺のところ。そして、そういった事業というのはいつまで続くのか。25年度で終わったのかどうか。施設がふえない限りそれはわかりませんけれどもね、そういった名目の委託料は出せないというのかどうか。それは震災によってできたやつなのかどうなのか。震災で流れた施設だから、新しい施設になったためにそういった委託料が出せるのかどうか。そ

の辺の事業の内容、それをお聞かせいただきたい。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目の、地元の業者さんに住宅建築を頼んだ場合の町の支援がな
いのかというようなことで、現在そういった制度は立ち上げておりません。

それで、質問を聞きながら考えてみたんですが、今、崖近ベースで見ますと、地元の業者さ
ん、大工さんを使っている比率が、ざっくりなんですけれども20%ぐらいと。残り80%はハ
ウスメーカーさんと。この背景には、当然住宅建築のスピードですとか、建て主さんのいろ
いろな意向や希望もあるのかと思います。ただ、その地元産を使うとなれば、その個人によ
っては昔からのいろんなつき合いがあったり、そういう部分もございますでしょうから、な
かなか町が独自支援の制度をつくって、うまくそれがマッチするのかなということになります
と、少し検討しなければなりませんけれども、ただ登米市の事由につきましては私も今初
めて知った状態でございますので、調べまして、結果として防集団地の住宅の早期完了に結
びつくというようなものであれば、担当課も含めて今後検討していきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 土砂の流出の関係等を含めて大雨に対する対策ということでの
ご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

基本的に、確かに大雨が降った際に、今高台移転で造成とかあるいはその開発関係がなされ
ていますので、とりあえず一番最初にやらなければならないのは、注意を喚起して、行政の
ほうは危険を感じたときには即避難させるような活動が必要になってこようかと思います。
それから、各現場でやはりきちんと、一番は、大雨の際にその開発区域の中において適正に
その洪水が流れるためには、施設の維持管理が適切であろうかと思います。大きな団地であ
れば、洪水池をきちんとつくるて適正な水の処理、あるいは流木であればきちんと1カ所に
集めて、常に大雨の際もその側溝等にそれらの機材が入らなく、適正に洪水が川を通じ海に
流れるような形での体制が必要となってこようかと思います。

それから、水門等に確かに流木の関係がかかる場合も想定されるわけですが、差し当たりそ
の河川管理の部分あるいは海岸管理のほうと、その辺につきましては今後具体的に検討する
必要性があるのかなというふうに考えております。

いずれ、大雨の際には身の危険を感じたらすぐに避難させると。その行政の注意喚起が一番
重要かと考えております。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 3点目の法テラスの延長でございます。

これは特例法で、この27年3月で終了の予定でございました。それが国の方では3年間延長したいというようなことで、まだ正式には決まっておりませんが、国の方の法律で3年間延長したいというようなことを決めるというような方針であるというような新聞報道がございましたので、3年間の延長というようなことでよろしいかと思います。

それから、子育て拠点施設の基本計画の策定の関係でございます。これにつきましては、今回被災によりまして戸倉保育所がまず流出をしたと。それから、伊里前保育所も被災に遭つて、今回の復興によって復興事業で高台の方に移転をすると。その2カ所について、実際に設計をする前に基本計画を策定しなければならないだろうというようなことで、基本計画を策定したというようなことでございます。その後、その基本計画を策定する際に、その住民の方々のニーズ調査ですか、そういったものを踏まえて実施設計を今発注したというような状況でございます。ですから、今回は子育て拠点施設というようなことで、それにプラスアルファをして、学童でございますとか、あるいは子育て支援センターを併設するというような、その実施設計をしていると。そういうふうな状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 第1点目の地元業者さんということで、登米市ではというお話をさせてもらいまして、私も先ほど言ったようにまだ確認はとれていないんです。そういった話をされて、よそのまちではそういった支給をしているのに、我が町はないのかというような話だったんですけどもね。額もはっきり私も今の段階ではわかりません。それで、登米市の被災された人数と我が町の人数、全く違うわけですから、その辺で同じく支援ということは難しいかと思います。ただ、地元の事業者さんを使うとこういうふうな恩恵がありますよというぐらいいの町の考え方といいますか、示し方というのも大事なのかなということで、地元業者さんを使えば所得税なり法人税なり入ってくるものですから。ハウスメーカーさんにみんな持っていますので。その辺のところで投資した分何かの形で戻ってくるというような観点から、行政としてやっぱり必要なことなのかなという思いで今お話しをさせてもらっています。何らかの形で地元業者さんの育成という観点からも大事なことではないかなというふうな思います。

それから、山津波、大雨です。課長が答弁しておるのは全くそのとおりだと思うんです。ただ、まずもって命を守らなければなりません。だからいち早く避難勧告なり指示を出してやらなければならない。ただ、我が町で今まで経験ないわけですよ。大雨によるそういった被害

とか、まあ被害はあったにしろ、人命にかかわるようなことは今までなかった。しかしながら、先ほど言いましたように山林とか高いところの造成をされておると。これまで震災前の水の流れ、それから同じ量が降ってもその被害を及ぼす、何といいますか、度合というのは、全く変わってきている、くるんですね。山一つ動かしただけでも環境といいますかそういうものががらりと変わるという、専門家の話ですよ。だからよほど注意をしなくてはならないと、山一つ動かすにもね。ところが、ご存じのとおり我が町の山は大体動かしているわけですから。その辺でこれまでの考えていた災害などは、参考にはならないとは言いませんが、その経験だけで物事を考えては大変な被害をこうむるなど。その辺のところをきちんとやはり想定して、それまで以上の想定を考えて防災というものを考えてもらわないと困りますよということなので、その辺のところをもう少し考えてもらわればなということです。

それから法テラスですが、国の考え方、延長。これは私も新聞等で知っていましたけれども、前の同僚議員の質問もですが、私も……、法テラスは全国で7カ所あるんです。こういった法テラス。ただ、この南三陸町に今設置されている法テラスのことを聞いているわけですよ。今後何ぼ延長されるのかなということ。要するに、ご存じのとおり震災後、この法テラスを利用した方々はかなりの件数。それが大分助かっておるといいますか、利用価値といいますか、非常に皆さん大喜びでありますて、まだまだやはり存続してもらって、町内の町民の方々に利用してもらいたいという思いが随分あるわけです、そちらこちらで。ただ難しいのは、今は震災後いっぱいの多くの相談者がいるから、既存の弁護士さんあるいは司法書士さん、行政書士さん、手が回らないということであったのですが、これからは落ち着いてくるのかなと思いますが、ただまだまだこれからも必要だろうと、現在の法テラス。所長さん初め2人の職員さん、とにかく一生懸命住民といいますか相談者の身になって、親身になって相談に乗っています。ですから、来年の3月で一応打ち切りですけれども、またさらなる延長、南三陸町にある法テラスですよ。ここはやはり存続してもらわないと困る人がいっぱいいます。したがって、行政として、設置されている町として、国ほうに働きかけると、延長してもらうように。

それで、全国7カ所のうち、どこどこだかまだわからないようです。国では、7カ所全部を延長ということではないようですから。どこになるかまだわからない、決定しない。そこが問題。それで、我が町は廃止ですよとなると大変ですから、これをひとつ何とか南三陸町の法テラスを存続してほしいという働きかけです、これをしてもらいたいということあります。

それから、委託料で説明を受けたときには障害者施設という言葉を聞いたかと思うんですけども、私の聞き間違いかどうか。今聞くと、保育所の関係だということだから、それだったら納得するんですけどもね。最初私も、ここで書かれてあるんですよ。「歌津エリア障害者施設」というような言葉を話したと思ってメモしてあるんですけども、違ったのかな。

それでは別の項目も語ったのかな。語っていないかな。そうであれば私、わかりました。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） それぞれ1回目の答弁で担当課長が申し上げておりますので、あとその後、2回目の質問に対して総括的にお答えしたいと思いますけれども、三浦委員よろしくうございますか。（「はい」の声あり）

地元業者への支援のあり方ですけれども、1回目に企画課長が申し上げたような状況だというように思います。特に本町の場合、ここ1年、2年、高台造成工事がしますと一気に住宅需要が発生してまいります。必ずしも在来工法、地元工務店だけでの対応というのは大変難しい問題もあるし、体制上の問題もあるというように思います。

一方、おっしゃるように、前々から震災前からいろいろ住宅需要が大分なくなってきたときに、南三陸町として在来工法、そういったものをどう支援していくのかということで、記憶の中では、在来工法でやると28の業種に波及効果、経済効果があるというように言われておるわけでございますので、そういったことも含めれば、そういったものも十分、地元も活用しながら、かつハウスメーカーも活用しながら、できるだけ短時間に住宅再建をしていくというのは、私は必要だろうというように思います。

したがって、地元工務店の皆さんも体制強化を、私もよく担当というか関係者に言うんですけども、「体制強化してください」と。やはり体制強化なければ施主さんも今まで3年半、4年待って、いよいよ基盤ができたと。さあというときに、なかなか即時対応できないということになると、やはり他のさまざまな考え方をするというのも、これも人情ですので、そこはしっかりと体制強化を踏まえながら、木造協のほうにもよくその辺はお話をさせていただきます。皆さんでそこは協力し合ってしっかりと体制強化をしてもらうと。

それで、町のほうでは、それはハウスメーカーの場合でも同じですけれども、ご承知のように地場林材を活用すればと。これは在来工法、地元工務店が多いわけでございまして、そういった部分の支援なども含めてございまして、単純に住宅需要、委員がおっしゃるような部分でどういった支援ができるのか、それがどういった効果を生み出すのかは今後いろいろ検討はさせていただきたいというように思います。

それから、2点目の土砂災害等の対応でございまして、おっしゃるとおりでございまして、今どこで何があってもおかしくないような時代でございまして、なつかつ今うちの町の現状、地盤沈下であったり、河川の護岸、必ずしもまだまだこれからという状況の中でどう対応できるのかというようなことを考えますと、日々、きょうあすまた16号が接近するということになりますと、危機管理も含めて大変我々は心配をしているわけでございます。

ただ、とは申せ、現在復興の過程でございますので、大切なのは今のこの町のそういった災害対策に対する施設の現状を、行政側がまずしっかりと把握すると。それで、住民の皆さんにそういった状況を認識してもらいながら、あり得る、そのとき起きた災害の状況にきちんと安全に対応できる体制をとると。そこをしていくような体制をとるというのが現時点で必要だろうというように思いますので、そこはなかなか今、現状に合わせてマニュアル化をしてというわけには大変難しい問題がございますので、それはできないのかなというふうに思いますけれども、いずれにしろやっぱり、今のこの町の状況というものはしっかり認識をして、そういった状況の認識の上に立った住民への情報提供なり対応を考えておく必要があるというように思っています。

なお、今高台とかいろんな現場等では、それぞれ施工管理の面で、その現場部分での対応というか災害等に対する対応は、しっかりしていただきながらやっていたりしているところでございますので、それもあわせてお話をされておきたいと思います。

それから、法テラスの関係でございますけれども、おっしゃるとおりで担当課長もお話ししたように、あれは議員立法で提案されるという予定での報道でございまして、3年と。それで、本町の法テラスがそれに該当するかどうかということで、必ずしも明確ではございませんけれども、言えるのは、法テラスの延長問題を国の方に声高に届けてきたのは、実は我が町の法テラスでございまして、今回のそういった延長の機運も、間違いなく本町の法テラスの行動なり、これまでも期間延長が必要な時期に、町長の方から関係機関の方に陳情要望書を何回も出してございまして、その都度延長してきていただいているという現況もございますので、そこは定かでございませんけれども、そういった動きの一つのきっかけになっているというのは、本町での動向がひとつ確実になっているということだけはお話しできるだろうというように思います。

特に、今回もそうなんですけれども、震災から3年半、復興が進むにつれて新しい課題が法テラスの方に寄せられてきているということも現状でございますので、その必要性については、なお今後必要に応じて声高に国の方に、なお一層出していきたいというふうに考え

てございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出に対する質疑を終わります。

これをもって一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。これによって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号、平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） それでは、私のほうから国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入についての細部説明を申し上げます。

ページ数は188ページ、189ページを、お開きをお願いいたします。

歳入1款国民健康保険税ですけれども、収入済額で前年度より1億1,600万円ほどのプラスということで、率にしてプラス25.2%となってございます。これにつきましては、町税等でも申し上げましたけれども、収納率がかなり高くなっているというふうな現状になってございます。それによりまして、隣の不納欠損額、これにつきましても昨年度より4,700万円ほどの減、それから収入未済額についても3,600万円ほどの減ということで、不納欠損、未済額両方とも減額になっているというふうな現状でございます。

次に、2款使用料及び手数料ですけれども、これにつきましては前年並みというふうなことで、これは督促手数料の減というふうな形になっています。

次に、3款国庫支出金でございますけれども、金額にして3億700万円ほどのマイナスということで、大幅な減というふうになってございます。率にしてマイナス25.2%。これにつきましては、国庫負担金につきましては通常並みなんですけれども、国庫補助金のほうで3億

4,600万円ほどのマイナスとなりまして、率にして49.8%。この理由ですけれども、普通調整交付金、それから特別調整交付金が大幅な減というふうな形で減になっているということございます。

次に、4款療養給付費等交付金、これにつきましても6,600万円ほどのマイナスということです、率にしてマイナス46.4%という決算をしてございます。これにつきましては、退職者保険医療交付金の減が響いているというふうな決算でございます。

次に、5款前期高齢者交付金ですけれども、これにつきましても2億200万円ほどの大幅な減というふうになってございます。率にしてマイナス47.3%。これは、交付金が減額になっているというふうな状況でございます。

次に、6款の県支出金でございますけれども、これは800万円ほどのプラスということで、例年並みの決算というふうな状況になってございます。800万円ほどふえておりますのは、県補助金のほうで900万円ほどふえているというふうな状況になってございます。この原因は、県財政調整交付金の1号2号の交付金がふえているというふうな決算になってございます。

次に、7款共同事業交付金ですけれども、これにつきましては5,300万円ほどの増ということで、プラス17.1%の増というふうなことでございます。

次に、8款の財産収入ですけれども、これは基金利子分ということで前年並みの決算をしてございます。

9款繰入金、マイナス9,300万円ほどの大幅な減となってございます。これにつきましては、2項の基金繰入金が昨年度より9,800万円ほどの減というような形で大幅な減になっているというふうな状況になってございます。

次に、10款繰越金ですけれども、これは24年度からの繰越金ということで決算をしてございます。

次のページ、190ページ、191ページ、お開きをお願いいたします。

11款諸収入ですが、昨年度より630万円ほどのマイナスということで、これも大幅な減となってございます。この原因につきましては、1項の延滞金及び過料ということで、延滞金の減が大幅になったということで決算をしてございます。

歳入合計につきましては、昨年度より5億7,000万円ほどの減というふうなことで、率にしてマイナス17.1%の決算ということで、国民健康保険の歳入についてご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、引き続き歳出のほうのご説明をさせていただきます。

194ページ、195ページ、決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

歳出合計をまずもってご報告させていただきますが、支出済額が26億500万円ということで、昨年の30億3,700万円と比較しますと85.7%の実績だったということでございます。

それでは、個別の説明でございますが、209ページをお開きください。

1款総務費ですが、これらは人件費、事務費等の支出となります。

それから、210ページ、211ページ、徴税費でございますが、この2目の納税奨励金、報償費の納税奨励費として口座振替の奨励金として3,000円を40世帯に交付してございます。

それから、同じページ、2款の保険給付費ですが、このうち……、済みません、ちょっと213ページに進んでいただきいて、213ページの2項高額療養費、これは窓口の一部負担金の免除措置が25年3月で終了したことによって、その高額療養費が25年度は大幅に増額して昨年度を1億円ほど上回っているような実績となりました。しかし、全体の給付費としては、3億7,500万円ほど最終的には減少しているというような状況でございます。

それから、212、213ページの4項の出産育児一時金ですが、基準額42万円で20件ほど支給しております。

それから、215ページ上段の葬祭費につきましては、27件の支給でございました。

同じページ、3款後期高齢者支援金ですが、各医療保険者が後期高齢者医療制度を支えるための負担で、総費用額の4割を若年者が加入する医療保険でその加入する被保者数に応じて負担するものなんですが、これについては昨年度同程度の水準でございました。

同じく4款の前期高齢者納付金ですが、制度としては被用者保険と国民健康保険間の医療費の負担を調整するためのもので、当町におきましては、納付は30万円でしたが、交付は2億2,600万円交付を受けているということでございます。

最下段から次のページ、216、217ページでございますが、5款老人保健医療拠出金でございますが、この制度自体はもう既に廃止されて22年度に特別会計も閉鎖になっておるんですが、さかのぼっての過誤等が発生した場合の経費をこちらから支出したということでございまして、24年度は実績がなかったものでございました。

それから、同じページ、6款の介護納付金でございますが、国保加入者のうち40歳から64歳までの方が介護保険制度を運営する経費として負担するもので、1億6,700万円の負担となつてございます。

それから、8款保健事業費特定健康診査等事業費でございますが、これは実績としては付表

161ページに示すとおりでありまして、昨年度の受診率24.8%を7.7ポイントほど上回る結果となりました。

2項保健事業費といたしましては、これも付表に記載のとおりでございますが、レセプト点検業務や人間ドック実施に係る経費が主なものとなっております。

9款基金積立金でございますが、次ページでございます。218、219ページの基金積立金でございますが、これは基金運用果実の積み立てでございます。

それから、220ページ、221ページでございます。

3目償還金ですが、療養給付費や国庫補助金の過年度分の精算費用ということでございます。会計全体の執行率としては93.3%でございまして、194ページ、195ページにお示しするとおり、歳入歳出差し引き残額が1億5,700万円となりまして、うち基金に8,000万円繰り入れできたというような実績でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

ここで休憩といたします。再開は3時半といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 開議

○委員長（山内昇一君） おそろいでございます。それでは、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いします。

ページ数が188ページ。前期高齢者交付金、昨年度より2億2,000万円減で47.3%の減ということなんですけれども、団塊の世代の人たちが70になると人数がふえていくわけですけれども、給付が……、188ページの歳入です。

歳入の5款前期高齢者交付金関係なんですけれども、これで24年度と比較しますと47.3%の減ということになっていますけれども、47.3%というと半分近い額が減額になっておりますけれども、今後のこれから見通しとして、この前期高齢者が、団塊の世代の人たちが足されていくと人数がかなり多くなっていくはずですけれども、その推移、からの今後5年間の推移というものは出していらっしゃるかどうか、それが1点です。

それから、ページが213ページ、歳出では2項の保険給付費の4項出産育児諸費なんですが
れども、今出産手当が42万円の10件と話されました。去年、昨年ですね。ということは、10
人出産なさっていることだと思うんですけども、（「20」の声あり）20ですか。20ですね。
それで、そうした場合、42万円なんですが、妊婦健診の券で14回の券を発行している
ということなんですが、それは健康な人がその券を与えていただいて、健康な人はそ
れでいいんですけども、8カ月になると大なり小なりお産については症状が出てくるんで
す。10人のうち9人までが、ほとんど妊娠中毒症とかいろんなことが発生してくるんです。
健康で何もなく産まれるという人は、そういうないです。ここに男性の人たちで、そのこと
はわからないと思いますけれども。

それでその健診の券、クーポンですね。クーポンを渡しているというんですけども、必ず
何らかの薬、処方、いろいろ出てくるわけなんですよ。それにはクーポンが必要ない。ほと
んど健康な人だけがそのクーポンを利用する。8カ月になると何万もかかるというのは、ク
ーポン以外に出てくる治療のほうなんです。それで、それは医療だから出せないということ
であれば、ここの42万円の出産手当金、それを何とか引き上げることができるのかできない
のか。産めよふやせよと片や言っていくのに、こういうことでは、男性の人にはわからない
かもしれないんですけども、産むということは結局、健診から何から出産費からお金がかかる
んです。42万円やったから、出産手当出しているからいいだろうと、そう思うかもしれない
んですけども、それに付随していろいろと出産前というものはかかるんです。ですから躊
躇すると。3人目、4人目、2人目と、産むのに躊躇するんです。これは現実なんです。男
の人から見れば、何そんなお金かかっても産むことは関係ないと思われるかもしれないけ
れども、そうではないんです、現実は。それで躊躇している人たちがいっぱいいます。もち
ろんその後、保育所もかかる、小学校、中学校、高校、いろいろかかりますけれども、そ
ういう女性の人はそれで躊躇している人たちがいっぱいですから。いや、頭をひねっている
課長もいますけれども、女の人はそうなんです、産む側とすれば。ですから、真剣にここで
考えていただきたいと思います。説明お願いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点ほどご質問がございましたので、お答えいたします。

前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までに該当する方々のことなんですが、国
保だったり、あとは被用者保険、社会保険だったりということで、それぞれの医療保険で医
療を受けているわけなんですが、国保には退職者が大量に流入するという特性がござ

いまして、それらを保険者間の均衡を図るための交付金ということで、震災の関係で一時的に23、24というのは、大きいその交付を受けておったんですが、その反動で返還も大きかつたというような事情がございます。それで、25年度につきましては、それらが落ち着いてきた数字ということで、現在の金額になっていると。こまい積算方法等についてはなかなかわかりづらい部分もありますが、そのような流れで、今後大きく変動はないだろと見ております。ちなみに、我が町の前期高齢者数は、震災前は1,700名程度でしたが、現在26年7月末で1,423名というような状況でございます。

それから、2点目の出産育児一時金でございますが、これは全国の分娩費用の平均をとって定められた一律……、定められた金額ということで、42万円という金額が設定されていると聞いております。それに、ここで実際歳出に293円とかと端数がございますが、これは逆に42万円に届かないで済んでいる人もいるということで、その実費の負担というような部分もございまして、これらは今後医療費の上昇等に合わせて適切にその時点、時点で改正されいくものと捉えてございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今、この端数の分が実費だと言われましたけれども、育児金は一律に42、国保の人であれば一律に42万円の交付をするんではないんですか。葬祭費の場合ですと、ここから幾らと皆定額で出ていますけれども、この育児金については端数が出る、実費でと。一律ではないわけなんですか。もう少し詳しくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 42万円以上かかった場合は42万円、それ以下で済んだ場合はその実費相当を支給するというふうなことになっているそうでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これは42万円以上の場合、42万円で打ち切りということは、保険税の高額療養と同じように考えて、以上かかったものについてはそれまで出なくて打ち切りということのただいまのお話ですけれども、その42万円に満たない人の場合は、その端数までを出すということなんですけれども、そうであればなおさらここはその医療費が入っているものですから、その人によってはまちまち、あるいは50万円かかる人もある。普通、何もなくて、夜の出産、昼の出産でも費用が違いますけれども、42万円以内であれば全額出て、42万円以上であればそれしか出ないのであれば、なおさらここは定額で、上、かかったぐらい出すというような、そういう切りかえる方法は考えていないでしょうか。打ち切りではなくて、結局医

療費の面も出てくるからそれが高くなる。夜の出産とか、そういう部分も含んでくるから高くなっていくんだと思うんですけどもね。それをかかったぐらい国保から支出、打ち切りでなくて、そういうふうな方法を。これは国の基準でそういうふうに倣って、南三陸町もそうしているのか、独自の施策としてでなくて国のそういう国保のほうからの他町村と足並みをそろえるためにその額を設定しているのか、あわせてそれもお願いいいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。一律に、一保険者で決めている単価ではないということでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうであれば、それはいたし方ない。それにかわる町独自の何かこれから施策として考えていく必要があると思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほども申し上げましたが、その医療保険でカバーできる分と、通常の分娩の費用というのは分けて考えるべきだと思います。その平均的な費用から算出した金額が42万円ということで捉えているということでございまして、その必要に応じては、今後制度改正等も出てきてしかるべきなのかなという思いでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これからその新しい制度が出てくるかどうか、まだ未知なので、期待はできかねますけれども、今後そういう面にまで細かい出産についての配慮をして、町独自のものでもいいですから検討していただきたいと思います。以上、終わりります。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大変申しわけございません。付表で申し上げます。付表の159ページ。

その療養給付費でございますが、前年度と比較すると一般で24%、退職だと五十何%と相当落ち込んでいるというふうな、被保険者数を見ますと相当これも落ち込んでいると。23対4の割合よりも回復しておるようでございますが、この減っている原因というのはどういうふうな状況で見ておるのか。

それから、157ページに財産に関する調書がございまして、財政調整基金の状況がございます。それで、結果的には当年度の決算剰余金8,000万円を加えますと、約3億円の財調の残高になると。

そこで、非常に現在の状況からして、町民からすれば、いわゆる国保税の負担というものが

相当大きいというふうな意見というか思いがあるようでございまして、そこでこの決算を受けて27年度の税率改正、どのように現在考えておるか。その2点お伺いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点の質問でございます。

1件の給付費の大幅な減ということで、先ほど歳出の説明で申し上げたとおりでございますが、付表の158ページをごらんいただきたいと思います。

158ページの4番、被保険者の増減状況ということで、転入転出の状況、それから社保離脱、社保加入等の状況、これらの数字からちょっとご説明していきたいのですが、昨年度との比較で転入転出は79名ほどの転出超過というような状況で、確かに人口減に伴って被保者数が減少しているということは否めないというような状況でございます。

それから、もう1つ注目すべきは、現在社保加入者が1,177名というようなことで、社保を離脱して国保に加入した人945名との差が230名ほどあるというようなことで、社会保険に一時的に被保者が流入している可能性もあるということです。

それから、後期高齢者の加入数が179名となっておりますが、これは昨年度158名ということで、後期医療への加入者が毎年増加していると。そういうような状況下で、給付が一時的に、一時的にという言い方は語弊がありますが、大分給付が落ち込んだというような見方をしてございます。

社保加入の関係は、逆に今後社保離脱して国保に再加入する方々のこともちよつと見て、今後の給付費を見ていかなくちゃならないんだろうというふうに思ってございます。

それで、関連で基金の現在、ご指摘のとおり見かけ上は3億円の残ということになりますが、今年度当初予算で1億2,000万円の切り崩しを予定しているという部分もございます。今年度はまた低所得者に対する窓口一部負担金の減免等も再開しているというような状況でございます。まだ半年の状況下で、医療費の動向が具体にちょっと見込めない部分もございまして、26年度につきましては、もちろん税率改正等は行わなくても大丈夫なような状況ですが、27年度についてはもうしばらく医療費の動向を見た上で検討していきたいと考えているところでございます。

ただ、動向としては昨年度と同水準の給付をたどっているということで、このままの状況が続ければ、当初の予算が、基金等も全額使わなくても何とか決算を迎えるんじゃないかなというような予想を立てているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体わかりました。そうすると、こういう状況というのは、今後もこういう流れで、特に私は思うんですが、緊急雇用、これで大分社保加入者もいると思うんです。したがって、この制度が薄れていくという状況によっては、逆転というか、逆に国保加入者が多くなるというふうな状況も出てくるのではなかろうかという思いがあるんですが、その辺をどう見ておるか。

それから、ただいまの課長の答弁ですが、町長、どうでしょう。そういう状況からして、町長の考え方として来年の税率改正というのはどういうふうに見ておられますか。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間どなたかのご質問にお答えした経緯がございますが、このままの医療費の動向で推移していくば、平成27年度、ちょっと課長も慎重な課長でございますので、その辺の動向を見ながらというお話ですが、基本的にこのまま推移すれば、平成27年度、税率改正何とかしないで済めばというふうに、私としては現在考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 委員お見込みのとおり、緊急雇用の影響がこの数字にあらわれていると考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） それでは、私のほうから後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明を申し上げます。

223ページ、224ページをお開きお願ひいたします。

後期医療特別会計ですけれども、歳入合計で1億3,808万9,000円の決算額ですけれども、昨年度より2,578万9,000円ほどの増ということで決算をしております。

この内容につきましては、1款の保険料が2,000万円ほどプラス、それから3款の繰入金で保険安定基金のために一般会計から約760万円ほどの繰り入れをしているということで、歳入の決算ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私のほうから歳出の説明をさせていただきます。

本会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れ、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございまして、226ページ、ごらんください。

支出総額1億3,350万円ほどになっておりまして、昨年比較で2,800万円増加してございます。執行率は96.8%ございました。実質収支は458万8,000円の差し引き残額となり、翌年度へ繰り越しとなりました。

詳細ですが、231、232ページからでございますが、後期高齢者広域連合への納付金ということで、歳入における保険料と一般会計からの繰入金を合わせて広域連合へ納付したものでございます。被保険者の動向、保険料の賦課等については、付表の164ページ以降にお示ししておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 後期高齢者の連合会、これが設置設立されてもう何年になりますかね。6年ぐらいだと思うんですね。当初は宮城県が本当はやるべきことをということだけれども、県はやり切れないということで、各市町村の連合会を設置して市町村が負担をしてやられているわけであります。また我が町、どこの市町村からも、その運営に当たっては議員を1人ずつ出しておるという実情であります。

そこで、この決算書とか、これは我々には配付に……、町のほうには来ているかと思うんですけれども、我々のほうにこの報告といいますかお知らせというのか、実態実情がわからな

いわけです。その辺で、そういった決算書なりの提出というのはどういうふうになっているのか。我々に出さなくてもいいのかどうか。確認ですけれども、その辺のところ。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この制度は平成20年4月からということで、委員さんのおっしゃるとおりでございますが、議会のほうから代表議員さんということで選出いただいて、決算等の審議をしていただいているというような状況でございまして、ご指摘のとおり決算書については町のほうには届いている状況でございます。必要があれば提示……ああそうですか。一応、そのような経緯もございますので、審査はしていただいているというような解釈でこれまでこのような対応だったのかと、私の段階ではそのように考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 代表で委員が行っています、そのお願いはしているんです。それはそのとおり、いいんです。ただ、我々にそれを配付しなくてもいいことになっているのかということ。というのは、内容を私どもは、本当はその議員さんから聞かなければならぬ。ただ、今誰だったかな、おらほでね、委員さん。ああ、及川委員さん。すばらしい方が行っているので聞けばいいんですが、できれば、後でいいので、その内容で運営状況がどうなのか、心配なのかどうか。あるいはこの負担等も突然と多くしてくれとか、間に合わないから何とかしてくれとかと言われると困りますのでね。ですから、状況を私どもも今把握しておかなければならぬんじゃないかなという観点から今のお話なので、別に差し支えないでどうから、後でいいですから我々に。委員長、今すぐでなくともいいですから、状況を把握しておきたいという観点で、決算書なりなんなり配付してもらえばということです。

○委員長（山内昇一君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

三浦委員、ただいまの件は了解いたしました。いいですか。

暫時休憩します。

午後4時00分 休憩

午後4時02分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは再開します。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 私のほうから、介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入について細部説明を申し上げます。

歳入については、款ごとにご説明はしないで、増減があった分のみの説明とさせていただきますのでご了承お願いします。

まず、1款保険料ですけれども、昨年度より1億900万円ほどの増というふうな決算になってございます。

それから、3款の国庫支出金ですけれども、昨年度より5,300万円ほどのマイナスということで決算をしてございます。

それから、4款の支払基金交付金ですけれども、これも2,600万円ほどのマイナスということで決算をしてございます。

それから、県支出金、財産収入、繰入金と繰越金、それから9款までについては昨年並みの決算というふうな状況でございます。

次のページ、236ページ、237ページですけれども、歳入合計で14億9,990万円ほどですけれども、昨年度より5,073万円ほどの減ということで、率にしてマイナス3.3%というふうな決算になってございます。

以上で介護の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、歳出の詳細説明をさせていただきます。

250ページ、251ページをお開きください。

1款の総務費につきましては、これは人件費、事務費、それから介護認定に係る分でございます。下段の3項介護認定事業費でございますが、679万3,000円ほど支出しております。これにつきましては、介護認定に係る認定審査員の報酬、それから主治医意見書等が主なるものでございます。

では、次のページをお開きください。252ページです。

保険給付費でございます。合計で13億4,216万3,000円と、これは月平均にいたしますと1億1,180万円ほどになります。

まず、1項の介護サービス等諸費でございます。12億946万7,000円。1目の居宅介護サービスについては、これはヘルプとかデイの関係でございます。

それから、3目地域密着型ですが、これは1億3,439万1,000円、グループホームに当たります。町内でいいますと、はまゆりでございますとかリアスの丘がそれに当たります。

5目の施設介護サービス等給付費、これが一番大きいんですが、6億2,638万5,000円というようなことで、これが特養とか老健に係る分と。それで、給付費の全体の46.7%に当たります。

次の254ページをお開きください。

7目の居宅介護福祉用具費については、123万8,000円というようなことで、用具に係る分の助成でございます。

8目は住宅改修費でございます。

9目居宅介護サービス計画費、いわゆるケアプランの作成に係る居宅介護事業者への給付費で、5,986万1,000円というようなことになります。

それから、2項介護予防サービス等諸費というようなことで、これは要支援の1、2に係る分というようなことになります。

次のページお開きください。256ページです。

この7目、中段でございます。介護予防サービス計画給付費、これがケアプラン作成に係る分というようなことでございまして、292万4,000円。

それから、4項でございます。高額介護サービス等諸費2,013万9,000円ですが、これがいわゆる低所得者への対策というようなことになります。同じ月で例えば給付費が一定額を超え

た場合、この款、項のところで払い戻しされるというような制度になっております。

次のページ、258ページになります。

6項の特定入所者介護サービス等諸費でございます。8,330万4,000円、これも同じです。低所得者のショート特養を利用した場合の食費とか部屋代の負担を軽くするための給付費になります。

それから、3項地域支援事業費。これは、いわゆる市町村が行う任意の事業費ということになりますと、給付費全体の3.4%になります。1項介護予防事業費が1,481万円というようなことです。これが人件費、事務費、介護予防教室の委託料に係るものでございます。

では、次のページ、260ページ。

2項の包括的支援事業費です。これは、いわゆる地域包括支援センターの相談事業に当たります。2目の任意事業費で扶助費として344万1,000円というようなことで出してますが、これは紙おむつの支給になります。昨年より120万円ほど増となっております。

それから、4款の基金積立金です。1万6,000円、要は財調の利子しか積み立てておりません。これは、この2年間で昨年度と合わせますと6,500万円ほど取り崩しをしております。今年度はさらに取り崩さないと介護保険会計を維持できない状況になっているというようなことでございますので、ご承知をお願いしたいと思います。

262ページ。

5款諸支出金でございます。これにつきましては、1項の償還金及び還付加算金で、これは前年度分精算による償還金になります。下の繰出金につきましては、一般会計への繰出金というようなことになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 今、説明の中で課長の発言、基金も取り崩すと、ご承知くださいというような話もされたので、さてさてまたこれ値上がりになるのかなというような兆候でありますか、そういう内容に聞こえたんですが。

そこでです。課長は、法律といいますか、これは国保税も含めて私は常がね思っているんですが、介護保険料、どうしても基金がなくなつて大変だと、料金を値上げしなくてはならないということはわかっているんですが、そこで一般会計からの繰り出しといいますか、その

不足分です。これを法的にできないのかどうか。やっぱり利用者から、その介護保険適用されている方々から徴収しなくてはならない……、国県の負担というのは決まっているんです。市町村の負担、決まっているわけです。それはどうしてもその該当者からの保険料という形で取らなければならないのか。あるいは、町がその分を負担してはだめなのかどうか、一般会計の繰り出しでね。その辺、法的にどうなっているのか。それをきっちと私は理解しないと、また値上げしますというときにはもう手を挙げて賛成はできかねるかなというような思いが今あるので。その辺どうなっていますか。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちょっと詳細まではお答えできませんが、現介護保険のいわゆる制度上の問題から言いますと、難しいと思います。

それで、今私どもの会計、先ほど私が話しましたが、非常に財調等もなくて大変な状況になっております。その場合の次の手立てとしては、県の安定化基金をお借りするしかないのかなと、そういうふうに考えております。というのは、財調を全部使ってしまいますと保険会計そのものが立ち行かなくなりますので、それをある程度確保しながら県の安定化基金をお借りして、今ちょうど6期が3年目に当たりますが、5期ですか、来年度から6期になるんですが、その際にお返しをするというようなことを今前提として考えております。ですから、県の安定化基金をお借りして、それは無利子になりますので、お借りした分を次の第6期の計画のときに若干でも上げてお返しをするというようなことを考えております。ですから、通常であれば、先ほど言いましたように、もう率は既に決まっていますので、それをオーバーするのは難しいのかなというふうに考えております。

なお、詳細についてはもう一度確認をしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長の説明、よくわかるんです。それで、できれば……、簡単なんです、その料金を上げれば済むこと。でも、その当事者といいますか、介護保険をお支払いするのが大変だということで、特に低所得者といいますか、いろいろありますけれども、そこで実際負担をさせることのないような法律はないのかなと。要するに、町のほうから、一般財源というか一般会計のほうからの持ち出しをして、それを負担するというような方法はないのかなということの質問なんですけれどもね。法律というのはそこを言っているんです。これは政策的なこともあるんでしょうけれども。今のところは、町長だって今課長が答弁したことと全く同じ答弁しかこないでしょう。その辺、もう少し研究してもらって、何とか個人負担を

軽減するために町の一般会計から繰り出しできるような、そういった法整備といいますか、改正といいますか、これもやっぱり検討していかなければならないのかなと。これは国保税も含めてなんだけれども、本当はね。前にも質問しました税と料の違い、もういろいろありますけれどもね。利用者に、その利用者といいますかそういった方々、住民に負担させることは簡単な話なんです、上げればいいんですから。立ち行かなくなつたから上げろと。何ぼでも上げても、条例改正でね、どんどん上げないんです。

さてさてそれで、果たして正常な行政運営なのかということも含めながら、やっぱり考える余地が必要でないかなという思いで今質問しているんです。後で研究してください、町長。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようございしますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） それでは、私のほうから居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明を申し上げます。

265、266ページになります。

歳入合計で1,756万9,000円ほどになっております。これにつきましては、昨年度より41万5,000円ほどのプラスということで、全体的に1款から4款までありますけれども、前年度並みの決算ということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） では、歳出のご説明をさせていただきます。

271ページ、272ページをお開きください。

1款総務費でございます。これは職員2名分の人物費でございます。

2款居宅介護支援事業費につきましては、需用費、委託料等の事務費でございます。予備費は支出がございませんでした。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 私のほうから、市場事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款の使用料及び手数料の中で226万円ほど前年度よりプラスということで決算をされておりますし、3款の繰入金で一般会計の繰入金が180万円ほどのマイナスということで、それから4款繰越金は24年度分ということで、歳入合計で2,808万5,000円ということで、前年度より250万円ほどのプラスということで、率にして9.7%の増ということで歳入決算をしてございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 歳出のご説明をさせていただきます。

276ページ、ごらんいただきたいと思います。

歳出済額2,105万8,000円ということで、歳入歳出差し引きで702万6,000円が翌年度へ繰り越

されるという決算でございます。

詳細申し上げます。280ページ、ごらんいただきたいと思います。

歳出の1款は、市場事業費でございまして320万円、2款の公債費で1,770万円となっております。公債費は平成32年までの支払い、償還が続くという内容でございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） それでは、細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 何年前でしたか、たしか震災前だと思うんですが、我が町の産業建設常任委員会で市場の事業内容を調査いたしまして、買い受け人の数が非常に少ない。もっともっと門戸を広げてといいますか、いろんな規制があるわけであります。それを緩和して、多くの買い物の方々に入っていただけるような方法をとっていただきたいということを産業建設常任委員会の結びといいますか、意見というか、そういったことで町のほうに出した経緯があります。

そこで、震災前、それから震災後、現在、買い受け人の数の推移というのはどれぐらい、どういうふうになっておるのか。震災によって廃業といいますか、事業がなかなか再開できない買い物受けの方々もいるかと思いますし、また震災後新規の申し込みがどれぐらいあって、今審査中とか検討中とか、あるいは25年度になって新しく何人の方々を入れましたよといった内容のものが、今すぐには難しいですかね。難しいね。であれば、後でいいですから。本来は今聞かないと、また次の質問が出てこないのっしゃ。ないと、これは無理なことを言ってもしようがない。私も理解ある一番の議員だと、私は自分で自負しておりますので。そういうことで、後でよろしいですから、委員長、後でじやあその資料を提出方お願いします。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 280ページの2目漁船誘致対策費10万円と、それで不用額10万円ということなんですが、これは誘致対策というのは一つのこの事業でありましょうが、これはしなかったんですか。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） サンマ船とか誘致、なるべく入っていただくような努力をということでの予算でございましたが、実績として残念ながら出てまいりませんでした。今後努

力してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 一生懸命頑張って船が入ってこなかったのか、どういう原因なんでしょうかね。

やはり前者が言ったような事情等々も影響しているのかなと思いますが、どうです課長、その辺あたり。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 買い受け人という部分も一要素なのかもしれません、もう一つはやはり震災の中で十分な町の水産事業ができていないということも要因だと思いますので、あわせて努力してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 近いうちに新しい市場も完成するんだろうと思いますので、それに向けて一生懸命また頑張っていただきたいなど、そう思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 付表のほうから、173ページなんですけれども、25年度あたりの主な水揚げ価格書としてタコ類が掲載されていますけれども、これはミズダコとマダコの割合というか、最近どれぐらいの割合で掲載されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 恐縮ですが、ご質問のタコの詳細についての資料、手持ちただいまこちらに持ってきておりませんので、これもあわせて調べて、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。そこで、最近というか、マダコとミズダコの中間というか、そういういった種類もあるのかどうか、あわせてそのときに伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） そちらもあわせて確認します。

○委員長（山内昇一君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 関連になりますけれども、ことしも二、三日前からシロザケの定置網、それも解禁になりました。それで、この付表の内容を見ますと、市場のやはり一番のメイン、売上金額はサケ、シロザケということなんでしょう。それで、回帰するのに4年間かかるというふうに言われております。震災の年3月11日、4年前には、その年は恐らく幾らかは放流

したのかなと、時期的にしたと思います。しかし、流数から言えば半分ぐらいなのかなという感じですが、それが計算からするとことしが回帰する年になっているわけですけれども、いろいろ新聞などでも、「心配なんだ」と。ことしのやつがそれで、定置網の後にも協力をもらっているいろいろと種魚ですか、親魚の捕獲をしたいということのようですが、3日ぐらい、いつでしたか、その解禁日、定置網。たしか3日ぐらいなんでしょう。

それで、どうですか、ことしの出だしといいますか、昨年の値と比較して。どういうような内容になっているのか。それを調べていない、わからないということであればそれでもいいんですけどね。非常に志津川の人にとっては重要な一番メイン商品ですから、注目すべき内容ではないかと思いますが。課長のわかる範囲でお答えを願いたい。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ことしの市場に揚がっているサケの量というようなことでしたらば、済みませんがまだ本格的に始まっていないということで、まだ調査、私のところでちょっと数字を持っておりません。

ただ、被災した年の放流した数量的には100万尾、通常ですと1,000万尾ですので、10分の1の放流ということになっておりますので、実際は厳しくなっていくことは予想されます。県の段階では、一応ことは40%減少ぐらいは影響が出るんではないかというふうに言われてございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 まだ調べていないということですけれども、毎日私は新聞で幾ら揚がっているか見て、その獲高が山のほうなものだから余り詳しくありませんが、刺し網、定置網、獲高と、こういう3種類で毎日、新聞に上がっています。恐らく3日ぐらい前から解禁だと思います。

そのようなことで、一番の志津川の市場のメイン商品ですので、あるいは思った以上に出だしがいいのかな、悪いのかななんていうようなことで、今伺いしているわけですけれどもね。ことはイワシの数、これも全く少ないんですね。いまだかつてないほど、これは志津川の市場には関係ありませんが、しかし定置網業者にとってはいまだかつてこんなことは、内容の年はなかったと。ほとんどゼロだという。毎年何千万と売っている、出している定置網も、そんな内容のようです。それらもやはり重要な産業ですので、産業課長、観光から農業から海から大変でしょう。ひとつ若さもありますので頑張って、できればそういうものを注目して、後ででもまたお伺いしたいと思いますので、では今回は終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 281ページ中段に岸壁使用料とありますけれども、県なんでしょうかね、借りていると。それで使用料を払うと。この低減を図ることはできないのかということです。

それから、一番下。町債償還利子とありますけれども、この利率についても低減はできないのかということをお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 岸壁使用料につきましてですが、こちらはご存じのとおり岸壁そのものが県の所管ということで、その使用料として県にお支払いするものでございますが、町と漁協で1対1の割合で現在負担しているという状況でございます。これも県の条例なりできちっと決められた算出根拠に基づくものですので、その点はご理解いただくよりほかにないのかなと。

あわせまして、起債の償還利子につきましても、これも起債を組む際にり口で契約に基づいた利子ということで決まったものを支払っていくものでございますので、それはちょっと難しいだろうと思います。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 下の償還利子も、これは県ですか。町債、金融機関、民間の金融機関と。そこは相談ということはできないのですか。

それと県のほうも、その条例を、そこを考え直していただくことはできないのでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 南三陸町だけの問題では考えにくいことだと思いますので、ご理解をお願いします。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） それでは、私のほうから漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての細部説明を申し上げます。

285、286ページをお開きをお願いします。

歳入について、1款使用料及び手数料ですが、これは施設使用料ということで、昨年度より16万円ほどふえているというふうな決算でございます。

次に、2款の国庫支出金ですけれども、昨年度より780万円ほどの増というふうに決算をしてございます。

それから、4款の繰入金ですけれども、一般会計繰入金、これが昨年度より1,420万円ほどの減というふうなことでございます。この減の理由につきましては、昨年度、24年度において浄化センターの災害復旧工事をした際の分で大きく一般会計からの繰り出しが出ておりましたので、25年度はなかったということで減になるというふうな決算でございます。

歳入合計で5,066万8,000円ほどになりますて、昨年度よりマイナス586万円ほどの決算ということで、率にして10.4%のマイナスというふうな決算になってございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 私からは歳出の詳細について説明させていただきます。

まず、293ページ、294ページをお開き願います。

1款1項漁業集落排水事業費1目漁業集落排水施設管理費でございます。施設の維持管理費等を計上してございます。22節ですが、補償補填及び賠償金でございますが、震災で被災しました波伝谷地区の漁業集落排水処理施設の代替として、家屋が残った受益者に対しまして合併処理場槽を370万円ほどで設置してございます。

2款公債費、企業債の償還元金および利子でございます。昨年とほぼ同額の982万7,000円ほどとなってございます。

次に、295、296ページをお開き願います。

4款災害復旧費でございます。3,277万5,000円ほどを袖浜浄化センター等災害復旧工事の繰越分として執行してございます。

歳出合計といたしまして、4,933万8,000円、前年比11.3%の減となってございます。

なお、付表174ページに資料を添付してございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入れます。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 私のほうから、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明を申し上げます。

298ページ、299ページをお開き願います。

1款の分担金及び負担金ですけれども、23万5,000円ほどのマイナスということで、受益者負担金45%のマイナスというふうな決算になってございます。

それから、3款の国庫支出金でございますけれども、昨年度より3,450万円ほどのプラスということでなってございます。これにつきましては、収入未済額にございますように、4億6,680万円、明許繰越ということでなってございますので、よろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。

それから、5款の繰入金ですけれども、一般会計からの繰入金ですが、3,000万円ほどプラスというふうなことで、歳入合計で2億1,490万円ほど。これについて昨年度より6,286万円

ほどのプラスということで、率にして41.3%。これは災害下水管の施設災害復旧工事に係るものとの歳入というふうなことでなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 決算書306、307ページをお開き願います。

歳出の明細について説明させていただきます。

まず、1款1項下水道総務費1目下水道総務管理費でございます。人件費及び事務的経費を計上しております。人件費につきましては、平成24年度の1名から25年度は2名分の執行となつてございます。27節公課費457万7,000円ほどとなっております。主なものは納付消費税でございます。

次に、295、296ページをお開き願います。

2款下水道事業費1項下水道施設管理費1目特定環境保全公共下水道施設管理費でございます。歌津浄化センター等の施設の維持管理費でございます。13節委託料につきましては、歌津浄化センター運転管理委託料や下水汚泥引き抜き業務委託料等の例年執行しております委託料のほかに、平成25年度におきましては、浄化センター等を対象とした長寿命化計画策定業務委託料630万円を業務委託してございます。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費1目特定環境保全公共下水道施設災害復旧費でございます。平成25年度は当初予算、そして補正合わせて5億円ほどの予算を計上いたしまして、13節では管路調査設計業務委託料240万円、東日本大震災公共下水道施設復旧工事設計委託料246万7,000円ほどを業務委託し、さらに15節工事請負費において伊里前漁港内の下水管撤去工事を行いましたが、平成25年度では消化し切れず、以前ご報告いたしましたとおり、委託料そして工事請負費におきまして4億6,680万円を平成26年度へ繰り越しております。

なお、繰り越した事業につきましては、河川工事、国道工事の支障になる現在使用していない下水道管の撤去を行うこととしており、5工区の工事のうち2つの工区で発注済みであります、残りの3工区につきましては近々入札予定でございます。

次に、4款公債費でございます。地方債の償還元金と利子でございます。平成24年度に比べて1,558万円の増となってございます。

310、311ページをお開き願います。

歳出合計で2億1,186万円ほど、前年比43.3%の増となってございます。

なお、付表175ページ、176ページに資料を添付してございますので、よろしくお願ひしたい

と思います。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明25日、午後2時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明25日、午後2時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時50分 延会